

大和市防災協力農地登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、避難空間、災害復旧用資材置場等として活用できる農地をあらかじめ登録することにより、災害時における市民の安全確保及び円滑な復旧活動を図る用地を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害であって、大和市災害対策本部が設置されたものその他これに準じるものとして特に市長が認めたものをいう。
- (2) 避難空間 災害を受け、又は受けるおそれのある市民等が、生命及び身体の安全を確保するため、一時的に避難する場所をいう。
- (3) 災害復旧用資材置場 農地の原状回復に支障とならない範囲で仮設住宅建設用資材その他の災害復旧に必要な資材等を仮置きする場所をいう。
- (4) 防災協力農地 避難空間、災害復旧用資材置場等に活用できる農地として市長が登録したものをいう。

(登録対象農地)

第3条 防災協力農地として登録の対象となる農地は、物理的に一体的な地形的まとまりを有している300平方メートル以上の一団の農地又は従前に登録された防災協力農地に接する農地とする。

(申出及び登録)

第4条 自己の所有する農地を防災協力農地として登録しようとする者（以下「申出人」という。）は、防災協力農地登録申出書により市長に申し出るものとする。

- 2 小作権等が設定されている農地の所有者は、前項に規定する申出について、当該小作権等の権利者の同意を得るものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により申出があったときは、防災協力農地としての適否を決定し、防災協力農地承認・不承認通知書により申出人に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により防災協力農地として承認したときは、当該農地を防災協力農地登録簿に記載するものとする。

(登録証等の交付)

第5条 市長は、前条第4項の規定により防災協力農地として登録したときは、当該防災協力農地の所有者に防災協力農地登録証（以下「登録証」という。）を交付し、必要に応じて防災協力農地である旨を表示する標識を当該防災協力農地に設置するものとする。この場合において、登録者は当該標識を無償で善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。

(登録の取消し)

第6条 登録証の交付を受けた者（当該農地を相続等で承継した者を含む。以下「登録者等」という。）が、防災協力農地の登録の取消しを求めるときは、防災協力農地取消届出書（以下「取消届出書」という。）により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出があったとき又は防災協力農地が第3条に規定する要件に該当しなくなつたとき、若しくは防災協力農地として適当でないと認めたときは、市長は当該防災協力農地の登録を取り消し、その旨を防災協力農地取消通知書により登録者等に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 登録者等は、登録の内容に変更が生じたときは、市長に対し、防災協力農地変更届出書を提出するものとする。

(登録の期間及び更新)

第8条 防災協力農地の登録期間は、登録日から2年を経過した日後の最初の3月31日までとする。ただし、期間満了時までに、登録者等から取消届出書が提出された場合を除き、さらに3年間登録を自動的に更新し、以後も同様とする。

2 前項ただし書に規定する登録の更新に際しては、その都度、更新後に当該登録者等に登録証を交付するものとする。

(災害時の使用)

第9条 市長は、災害が発生した場合において、防災協力農地を避難空間として使用するときは、登録者等にその使用を要請することなく使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、災害が発生した場合において、防災協力農地を避難空間として8日間以上使用するとき又は災害復旧用資材置場等として使用するときは、登録者等にその使用を要請するものとする。

3 前項の要請は、文書をもって行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭等により要請することができる。

(使用期間)

第10条 防災協力農地の使用期間は、2年以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、当該登録者等の同意を得て、これを延長することができる。

2 登録者等は、特段の支障のない限り、災害時の使用に応じて協力するものとする。

(補償額及び土地使用料等)

第11条 市長は、第9条の規定により防災協力農地を使用したときは、登録者等に対し、別表第1に定める補償額及び土地使用料を支払うものとする。

(原状回復)

第12条 市長は、防災協力農地の使用が終了したときは、速やかに使用前の防災協力農地の状態に回復し、所有者に返還するものとする。

(様式)

第13条 この要綱で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表第1（第11条関係）

1 防災協力農地を避難空間として7日間以内で使用した場合

立毛補償額等	<p>災害時の使用状況及び立毛状況を調査し、第1号又は第2号のいずれかの額及び第3号の額を補償する。</p> <p>(1) 当該立毛の粗収入見込み額。ただし、次の額を控除するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 災害時以降に通常投下される経費 イ 当該立毛に市場価格がある場合はその処分額 <p>(2) 農作物を作付けするために既に購入した種苗、肥料等の費用</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか農業用資材等の破損があった場合の原状回復費用</p>
--------	--

2 防災協力農地を避難空間として8日間以上又は災害復旧用資材置場等として使用した場合

農地区分	土地使用料		農業補償額
	固定資産税及び都市計画税	使用料	
耕作地	防災協力農地の使用に係る年度の当該防災協力農地の固定資産税及び都市計画税相当額に対し、その使用月数に応じて計算した額	防災協力農地の使用に係る年度の当該防災協力農地の固定資産税及び都市計画税相当額に対し、その使用月数に応じて計算した額	前項に規定する立毛補償額等又は当該防災協力農地における農業収入の見込み額のうち減収となった額
不耕作地			

備考

- 1 農地区分は、固定資産税上の区分によるものとする。
- 2 防災協力農地の原状回復に際し、土の入替えが必要であると市長が認めた場合には、土地の地力低下に対して、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額を限度として補償するものとする。
 - (1) 返還後1年目 農業補償額に2分の1を乗じて得た額
 - (2) 返還後2年目 農業補償額に4分の1を乗じて得た額
- 3 使用月数を計算する場合において、1月末満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

別表第2（第13条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	防災協力農地登録申出書	第4条
第2号様式	防災協力農地承認・不承認通知書	第4条
第3号様式	防災協力農地登録簿	第4条
第4号様式	防災協力農地登録証	第5条及び第8条
第5号様式	防災協力農地取消届出書	第6条及び第8条
第6号様式	防災協力農地取消通知書	第6条
第7号様式	防災協力農地変更届出書	第7条